平成３０年（フ）第１９５２号
大阪市淀川区塚本４丁目13番３号　ミヤコーハイツⅠ　204号
債務者　遠矢　志保（旧姓藤井）
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１９９０号
大阪府高槻市東和町42番10号
債務者　松尾　嘉
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０２１号
大阪府東大阪市荒本新町７番19号Ｂ―501号
債務者　澤田　直美
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０２３号
大阪市平野区加美東１丁目５番10―706号
債務者　出竈　和男
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０２４号
大阪市平野区加美東１丁目５番10―706号
債務者　出竈　里美
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２０９９号
大阪市平野区平野上町１丁目13番14号
債務者　上田　時代
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１５０号
大阪府高槻市宮田町３丁目39番７号、住民票上の住所大阪府高槻市辻子１丁目10番７号
債務者　松井　憲子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１５９号
大阪市大正区南恩加島１丁目８番９号
債務者　谷川　潤
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２１９５号
大阪市平野区長吉長原東２丁目６番12―505号
債務者　佐藤　奈々
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２２８５号
大阪市西区阿波座２丁目３番26号　401
債務者　大城　忍
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３３９号
大阪市住吉区墨江４丁目７番８号、住民票上の住所堺市中区深井水池町3026番地
債務者　近畿塗装工業所ことオクノヒデヲこと
奥野　英男
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３５０号
大阪府寝屋川市御幸東町２番３号（105号）、前住所大阪府寝屋川市御幸東町２番３号（203号）
債務者　川本三枝子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３７３号
大阪府東大阪市下小阪３丁目13番16号　グランビア松村　202号
債務者　村口　裕貴
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２３８５号
大阪市西成区天下茶屋３丁目18番27号
債務者　高橋　公恵
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２４７９号
大阪府八尾市南木の本５丁目43番地の２　きららハイム108号
債務者　本安加奈子
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第２５００号
大阪市西成区花園北１丁目10番１号　レジデンツ　104号
債務者　本多　朋忠
1　決定年月日時　平成30年６月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年８月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部